

取手市民憲章推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、取手市民憲章推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、取手市民憲章の主旨の周知徹底を図り、市民一人ひとりが「自らのちかひ」であることを認識し、よりよい取手市にするため適切な実践方法を策定し、これを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民憲章の意識の高揚と思想の普及
- (2) 市民憲章の実践運動の推進
- (3) 関係行政機関との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する次の者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) その他目的達成のため必要であると認める者

2 委員の職務上の異動があったときは、その後任者を充てる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	4名
理 事	22名以内

2 会長・副会長及び理事は、総会において委員の互選により選任する。

3 役員に欠員が生じたときは、第2項の規定により、総会において補充するものとする。但し、会長を除き第4条中第1号、2号及び第3号の委員で、役員になっていた者が、職務上の異動等により変更が生じた場合は、その者の後任者を充てるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了によって退任した役員は、新たな役員が就任するまでの職務を行う。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を統轄し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。
- 3 理事は正副会長と共に協議会の企画運営にあたる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とし、必要に応じ会長が召集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由により、全員が一同に参集できないと会長が認めるときは、書面または電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前項の場合における第2項の規定の摘要については、書面または電磁的方法により表決に参加した者を出席者とみなす。

(総会)

第9条 総会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定・改廃に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員選出に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 理事
 - (4) 実行委員の代表者
- 2 運営委員会の協議事項は次のとおりとする。
- (1) 総会において協議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会において委任を受けた事項に関する事。
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 顧問は、協議会の運営について、必要に応じ会長の諮問に応ずる。

(実行委員会)

第12条 協議会に実践団体として実行委員を置くものとする。

- 2 実行委員は、市内各地区の市政協力員で構成する、取手市市政協力員連絡協議会（以下「市協連」という。）の会員を充てる。
- 3 会務の遂行上、実行委員の代表として市協連の会長及び副会長を充てるものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の庶務を行うため、取手市民憲章推進主管課に事務局を置く。

(会計)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 15 条 この規定に定めるほか、必要な事項については会長が定める。

付 則

この規約は、昭和 52 年 10 月 28 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 56 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 58 年 6 月 2 日から施行する

付 則

この規約は、昭和 61 年 5 月 14 日から施行し、昭和 61 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、昭和 62 年 6 月 4 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 3 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 8 年 5 月 29 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、平成 18 年 6 月 17 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。